

《全文》

【文献番号】 25470064

各建造物侵入，窃盗被告事件
青森地方裁判所平成20年（わ）第111号
平成22年9月6日刑事部判決

判 決

職業 団体職員 A 昭和52年〇〇月〇〇日生

職業 団体職員 B 昭和42年〇〇月〇〇日生

上記両名に対する各建造物侵入，窃盗被告事件について，当裁判所は，検察官住友俊介出席の上審理し，次のとおり判決する。

主 文

被告人両名をそれぞれ懲役1年に処する。

被告人両名に対し，この裁判が確定した日から3年間，それぞれその刑の執行を猶予する。

訴訟費用は被告人両名の連帯負担とする。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人両名は，C（以下「C」という。）と共謀の上，窃盗の目的で，平成20年4月16日，a運輸株式会社（以下「a運輸」という。）b支店支店長代理Dが看守する青森市<以下略>所在の同支店社屋内に侵入した上，同人管理の宅配段ボール箱（以下「本件段ボール箱」という。）に入った鯨肉約23.1kg（時価約5万8905円相当。以下「本件鯨肉」という。）を窃取したものである。

（証拠の標目）《略》

（争点に対する判断）

本件の争点は，〔1〕判示窃盗の点につき被告人らに不法領得の意思があったかどうか，〔2〕被告人らの行為（判示所為の全体を指す。以下同

じ)が正当行為に当たるかどうか、〔3〕被告人らの行為を建造物侵入、窃盗の罪に問うことが憲法21条に違反するかどうか、〔4〕被告人らの行為を建造物侵入、窃盗の罪に問うことが市民的及び政治的権利に関する国際規約(いわゆる国際人権規約B規約。以下、単に「B規約」という。)19条に違反するかどうか、の4点である。

当裁判所は、争点〔1〕について、被告人らには不法領得の意思があったと判断し、争点〔2〕について、被告人らの行為は正当行為に当たらないと判断し、争点〔3〕及び〔4〕について、被告人らの行為を建造物侵入、窃盗の罪に問うことは憲法21条にもB規約19条にも違反しないと判断し、判示のとおり有罪の認定をした。

以下、その理由を説明する。

第1 事実関係

前掲各証拠を中心とする関係各証拠を総合すると、争点に対する判断の前提となる本件の事実関係は、以下のとおりである。

1 犯行に至る経緯

(1)被告人Aは、特定非営利活動法人c(以下「c」という。)の海洋生態系問題担当部長として、日本の調査捕鯨に反対し、その中止や見直しを求める活動(以下「反捕鯨活動」という。)を行っているものであるが、平成20年1月ころ、調査捕鯨船の元船員を名乗る人物から、捕獲した鯨の肉を船員が勝手に持ち帰っているなどという情報を得て、その真相を確かめるべく調査を開始した。被告人Aは、調査開始後間もなく、cのスタッフの1人で、アクション・コーディネーターとして活動している被告人Bに調査への協力を依頼し、被告人Bがこれに応じて調査に加わった。

(2)日本の調査捕鯨船〇〇丸の船員らは当時南極海で調査捕鯨に従事しており、平成20年4月15日に帰国する予定であったことから、被告人Aは、〇〇丸の船員らが帰国した際に本格的調査を行うべく、自己をリーダーとする調査チームを結成し、調査方法の検討を進めた。

同調査チームには、被告人両名のほか、被告人Aの部下でc海洋生態系問題担当スタッフであるE(以下「E」という。)が加わり、さらに、被告人Aは、この種の調査に精通している人材としてF(以下「F」という。)及びCの2人を海外からメンバーに迎えた。

被告人らは、〇〇丸の船員らが鯨肉の持ち帰りにa運輸の宅配便を利用しているらしいとの情報等を基に、船員らがa運輸に配送を依頼する荷物の追跡調査を行うことを計画し、船員らの帰国前日までに他のメンバーらとともに必要な準備をしたが、準備を進める過程で、1つのアイデアとして、可能であれば配送中の荷物を持ち出して中身を確認し、カメラでその撮影をすることなども話し合われた。

(3) 平成20年4月15日、被告人らは、調査チームの他のメンバーらとともに、〇〇丸が到着した東京港大井水産物ふ頭ないしその近辺で次のような行動をした。

まず、被告人Aは、海上のボートで抗議行動をしつつ、〇〇丸から下船した船員らがa運輸のトラックに荷物を積み込むところを確認し、その様子を携帯電話で被告人Bらに伝えるなどした。

そして、被告人Bは、船員らの荷物が運び込まれたa運輸の京浜ターミナル支店に赴くと、〇〇丸の船員を装って同支店の従業員に声を掛け、追跡用のGPS機能が備わった発信機を忍ばせておいたダミーの段ボール箱の配送を依頼するとともに、船員らの本物の荷物である宅配段ボール箱を見せてもらい、その配送伝票を着衣に装着した小型のピンカメラで隠し撮りしようとしたが、カメラの電源が切れていたため撮影には失敗した。

なお、被告人Bと同様の役割を任されていたEも同支店に赴いて同様に行動し（配送伝票の隠し撮りにも成功した。）、さらに、Eは、船員らの荷物の中から段ボール箱1箱をひそかに持ち出したが、行動を共にしていたCとともに滞在先のホテルに持ち帰って中身を確認したところ、この段ボール箱には鯨肉が入っていないことが分かった。Eは、被告人Aにその旨を報告した上、その日のうちにこの段ボール箱を同支店に戻しておくこととした。

その後、被告人らは、調査チームの他のメンバーらとともに船員らの荷物を追跡すべく、その日のうちにダミーの段ボール箱の配送先とした青森県及び長崎県へと二手に分かれて向かうこととし、被告人兩名及びC（以下「被告人ら3名」ともいう。）が青森県へ、E及びFが長崎県へそれぞれ向かった。

(4) 被告人ら3名は、同日飛行機で青森空港に到着すると、レンタカーを借りて移動し、青森市内のホテルに宿泊した。

2 犯行状況等

(1) 平成20年4月16日朝、被告人ら3名は宿泊先のホテルを出発し、レンタカーでa運輸b支店に向かった。

その車中で、被告人ら3名は、可能であれば、既に同支店に到着しているはずの船員の荷物を持ち出して中身を確認し、中身が鯨肉であれば、それをカメラで撮影したり、そのサンプルを採取したりすることを計画した。

(2) その後、同支店付近に着いた被告人ら3名は、敷地の周囲を車で移動しながら社屋内の様子をうかがったところ、被告人Aが〇〇丸の船員らのものと思われる宅配段ボール箱を発見した。

そこで、被告人Bは、同支店の裏手に車を止めると、車内に2人を残して同支店へと向かい、配送車両用出入口から社屋内に忍び込んだ。同出入口には、正面出入口と同様、部外者の無断立入りを禁止する旨を表示した警告板

が設置されていた。

同支店社屋内に忍び込んだ被告人Bは、そのままプラットホームに上がり、奥の方へ進んでいくと、〇〇丸の船員らのものと思われる宅配段ボール箱が積まれているのを発見したことから、それらの箱に近づき、そのうちの1箱である本件段ボール箱を両手で抱え上げると、同支店の関係者に気付かれないうちに屋外に持ち出した。

被告人Bは、そのまま真っすぐ同支店裏手に止めておいた車に戻り、助手席にいた被告人Aに本件段ボール箱を渡して運転席に乗り込むと、すぐに車を発進させた。

なお、本件段ボール箱は、〇〇丸の船員の1人であるG（以下「G」という。）が、北海道函館市内の自宅にあてて配送を依頼した宅配段ボール箱4箱のうちの1箱であり、中継場所であるa運輸b支店で一時保管中のものであった。同支店では、同日午前8時38分の時点で本件段ボール箱を含む4箱が到着していることを確認していたが、その日の午後になって本件段ボール箱がなくなっていることに気付いたことから、責任者である支店長代理をはじめ、従業員全員で構内を探し回ったり、同支店を出発したトラックに荷物が混載されていないか確認したりするなどの対応に追われた。そして、a運輸では、まず、本件段ボール箱以外の3箱をGの自宅に無料で配送したほか、後日、b支店の担当者がGの自宅まで出向いて謝罪し、その際、支店長代理の個人負担で3万円を弁償金として支払った。

3 犯行後の状況

(1) 本件段ボール箱を窃取した被告人ら3名は、その後、箱の中身を確認し、中身が鯨肉であれば、それをカメラで撮影したり、そのサンプルを採取したりするために、急きょ青森市内のホテルを1室予約し、車でホテルに移動した。そして、近くの店で上記作業に必要なカッターやひも、タッパーなどを買いそろえた後、ホテルの客室に本件段ボール箱を運び込んだ。

(2) 被告人ら3名は、同客室内で本件段ボール箱を開披し、その中に本件鯨肉すなわち合計10本の畝須（ウネス）が入っていることを確認すると、その重さを量ったり、肉片3片をサンプルとして採取したりするとともに、その模様をビデオカメラで撮影するなどして記録した。これら一連の作業を終えると、被告人ら3名は、本件鯨肉を本件段ボール箱の中に戻したが、被告人Aの発案で鯨肉自体を引き続き証拠として確保しておくこととした。

(3) こうして、被告人ら3名は、本件鯨肉の入った本件段ボール箱を車に積み込みホテルを後にすると、その日のうちにカーフェリーで北海道に渡り、翌17日まで追跡調査活動を続けてから帰京し、cの事務所に本件段ボール箱を持ち帰った。

(4) その後、被告人Aは、被告人Bとともに本件鯨肉の保管を続ける一

方、c事務局長Hと相談し、これまでの調査内容をまとめて公表、告発することとした。そして、被告人Aは、「c告発レポート 奪われた鯨肉と信頼 『調査捕鯨母船・〇〇丸』での鯨肉横領行為の全貌」と題するレポートをまとめ、平成20年5月15日、記者会見を開いて本件鯨肉の存在やその入手経過を公表した上、Hとともに〇〇丸の船員であるGら12名を業務上横領罪で告発する旨の告発状を東京地方検察庁に提出した。

後日、同告発が同検察庁検察官に受理され、被告人Aは本件鯨肉の入った本件段ボール箱を同検察庁に提出するなどしたが、その後、告発されたGら12名はいずれも不起訴となった。

第2 争点に対する判断

1 争点〔1〕について

前記事実関係、特に、被告人らは、cの一員として取り組んでいる反捕鯨活動の一環として、調査捕鯨を終えて帰国した〇〇丸の船員らが捕獲した鯨の肉を勝手に持ち帰っていないかどうか調査するため、宅配業者が配送中の船員の荷物の中身を確認し、中身が鯨肉であれば、それをカメラで撮影したり、そのサンプルを採取したりしようと考えて、本件建造物侵入、窃盗の犯行に及んだこと、そして、被告人らは、本件段ボール箱を窃取すると、これをホテルの客室内に運び込んで開披し、箱の中身が鯨肉であることを確認した上、その肉片をサンプルとして採取したり、その模様をビデオカメラで撮影するなどして記録したりしたこと、さらに、被告人らは、本件鯨肉を証拠として確保しておくことにして本件段ボール箱ごとcの事務所に持ち帰った上、その保管を約1か月間にわたって続け、この間に、被告人Aが「『調査捕鯨母船・〇〇丸』での鯨肉横領行為の全貌」などと題するレポートをまとめ、本件鯨肉の存在やその入手経過を公表した上、本件段ボール箱の荷主らを業務上横領罪で告発するに至ったことなどの一連の経過を総合考慮すると、被告人らは、自分たちが独自に計画した調査活動を行う中で、証拠収集の手段として本件建造物侵入、窃盗の犯行に及んだものであって、窃取した本件段ボール箱を証拠として確保すると、最終的にこれを捜査機関に提出するに先立ち、自分たちの調査活動の成果として公表しており、しかも、その過程で、被告人らは、窃取した本件段ボール箱を開披し、箱の中身が鯨肉であることを確認した上、その肉片をサンプルとして採取するなど、その物の所有者でなければできないような利用ないし処分をしているのであるから、被告人らに不法領得の意思があったことは明らかである。

(1) 弁護人は、被告人らが本件段ボール箱を確保した目的は、不正を指摘し、かつ、業務上横領の事実を告発するためであって、自分たちが本件鯨肉を食べたり、他に売却したりするなど、権利者を排除し他人の物を自己の所有物として経済的用法に従い利用・処分する意思は、みじんもなかったと主

張する。

しかし、判例上、他人の占有する物をその意思に反して奪いながら、自己の所有物と同様にその経済的用法に従い利用し又は処分する意思がないとして窃盗罪の成立に必要な不法領得の意思を欠くとされるのは、その物を毀棄し又は隠匿する意思で他人の占有を侵害した場合であって（[大審院大正4年5月21日判決・刑録21輯663頁](#)、[大審院昭和9年12月22日判決・刑集13巻23号1789頁](#)。なお、[最高裁昭和28年4月7日第三小法廷判決・刑集7巻4号762頁](#)は、そもそも財物に対する事実上の支配の奪取すらないとされた事例である。）、それ以外の、その物の所有者でなければできないような利用又は処分をする意思が認められるときは、不法領得の意思に欠けるところはないものと解される（[最高裁昭和33年4月17日第一小法廷判決・刑集12巻6号1079頁](#)、[最高裁昭和35年9月9日第二小法廷決定・刑集14巻11号1457頁](#)。他に強盗罪の事例として[最高裁昭和38年7月9日第三小法廷判決・刑集17巻6号579頁](#)参照）。

これを本件についてみると、前記認定のとおり、被告人らは、本件段ボール箱を毀棄し又は隠匿する意思で本件犯行に及んだわけではなく、自分たちが独自に計画した調査活動を行う中で、証拠収集の手段として本件犯行に及んだものであって、窃取した本件段ボール箱を証拠として確保すると、最終的にこれを捜査機関に提出するに先立ち、自分たちの調査活動の成果として公表しており、しかも、その過程で、あらかじめ計画したとおり、窃取した本件段ボール箱を開披し、箱の中身が鯨肉であることを確認した上、その肉片をサンプルとして採取するなど、その物の所有者でなければできないような利用ないし処分をしていることも認められるのであるから、不法領得の意思に欠けるところはないというべきである。

（2）弁護人は、被告人らのした行為が遺失物や法禁物を警察等に届け出る行為とほとんど同質のものであるとした上、被告人らのした行為に不法領得の意思を認めるとすれば、遺失物を拾得して警察に届け出る行為や、法禁物の占有を確保して捜査機関に届け出る行為にも不法領得の意思を認めなければならないことになってしまい、不当であるとも主張するが、本件鯨肉が遺失物でも法禁物でもないのはもちろん、被告人らの行為は、前述したとおり、単純な警察等への届出を目的とした行為とは明らかに異なるものであるから、弁護人の主張は失当というほかない。

2 争点〔2〕について

前記事実関係によれば、本件建造物侵入、窃盗の犯行は、窃盗の目的で宅配業者の建物に侵入し、同所に一時保管中の宅配段ボール箱1箱を窃取したというものであり、被告人らは、cの一員として取り組んでいる反捕鯨活動の一環として、調査捕鯨を終えて帰国した〇〇丸の船員らが捕獲した鯨の肉

を勝手に持ち帰っていないかどうか調査するため、宅配業者が配送中の船員の荷物の中身を確認し、中身が鯨肉であれば、それをカメラで撮影したり、そのサンプルを採取したりしようと考えて、上記のとおりのおりに及んだというのである。

被告人らの調査活動が、たとえ公益を目的としたものであったとしても、その調査活動の過程で刑罰法令に触れる行為をして他人の権利を侵害すること、とりわけ、本件のように、搜索差押えに類する行為をして他人の財産権ないし管理権を侵害することは、およそ法と社会が許容するところではなく、本件建造物侵入、窃盗の犯行は、その手段・方法自体、法秩序全体の見地からしても、また、社会通念に照らしてみても、到底是認することができないものというべきであるから、これが正当行為に当たらないことは明らかである。

(1) 弁護人は、被告人らの行為が、その目的において正当であり、かつ、手段の相当性の要件も満たしているなどと主張するが、そのうち手段の相当性との関連で具体的に主張されている事情を逐一検討してみても、以下に述べるとおり、本件犯行を正当化し得るような事情は何ら見当たらないというべきである。

すなわち、弁護人は、まず、建造物侵入の点について、被告人Bが立ち入った建造物は一般人の立入りが許容されている場所であり、また、建造物の平穩も現実に害されていないと主張するが、被告人Bが窃盗目的でa運輸b支店社屋内に忍び込んだ行為が、同支店支店長代理Dの意思に反する違法な立入り行為であることは、第1回公判における同人の証言をはじめとする関係各証拠により明らかであり、このような行為を正当化する余地は何ら見出せない。

弁護人は、また、窃盗の点について、被告人Bが他の無関係の箱を持ってきてしまう可能性は皆無であったと主張するが、そうした事情があったとしても、他人の財産権ないし管理権を侵害して本件段ボール箱を窃取した被告人Bの行為を正当化する余地は何ら見出せない。

さらに、弁護人は、被告人らは暴力的な手段を一切採っていないとも主張するが、そうした事情があるからといって、本件のような建造物侵入、窃盗の犯行を正当化する余地がないことは上述したとおりである。

なお、弁護人は、被告人らが〇〇丸の船員らによる業務上横領を告発するには、横領された鯨肉の現物を確認することが必要であり、さらに、証拠としての価値が最も高い現物自体を確保して、捜査機関に提出することが是非とも必要であったと主張するが、そうした必要性が仮に肯定されるとしても、それによって、本件犯行のような刑罰法令に抵触することの明らかな手段・方法を採用することが正当化されるとは考え難い。

(2) 弁護人は、また、正当行為の成立要件の1つとして「法益の均衡」を掲げ、それについて論じる中で、被告人らがもたらした利益は大きく、その行為に伴う不利益を上回っているなどと主張するが、以下に述べるとおり、その主張は、本件犯行によって侵害された法益を過小評価しているというほかない。

すなわち、弁護人は、〇〇丸の船員らから荷物の配送を受託したa運輸の担当者らは、その受託した荷物が違法に持ち出された鯨肉であることを知っていたか、少なくとも容易に知り得たと主張し、a運輸の占有の利益はこのことによって著しく減少するというのであるが、関係証拠に照らしてみても、a運輸の担当者らにそうした認識ないし認識可能性があったとは考えられないし、そもそも、本件鯨肉自体、荷主のGが業務上横領その他の犯罪行為によって不正に入手したものと断定することはできない(弁護人は、a運輸が占有していた鯨肉はすべて〇〇丸の船員らによって違法に持ち出された横領鯨肉であるかのようにいうが、Gの証言等により本件鯨肉の入手状況が十分明確にならなかったとしても、そのことから直ちに、Gが本件鯨肉を不正に入手したものと推認することはできないし、その他関係証拠に照らしてみても、Gが業務上横領その他の犯罪行為によって本件鯨肉を不正に入手したものと断定し得るような証拠はない。)

関係証拠によれば、確かに、従来の調査捕鯨活動において、捕獲した鯨の肉の取扱いに一部不明朗な点があり、被告人らが本件鯨肉の存在を公表したのを契機に、そのような取扱いが見直されたことは認められるが、そのことを十分考慮しても、他人の財産権ないし管理権を侵害した本件犯行を正当化する余地はない。

3 争点〔3〕について

いわゆる非政府組織(NGO)に属する被告人らの調査活動の自由が、表現の自由を保障する憲法21条の精神に照らして、十分尊重に値するとしても、その調査活動に関し、他人の権利を不当に侵害することが許されないのは当然であるから、被告人らの行為を建造物侵入、窃盗の罪に問うことは、憲法21条に違反しないというべきである。

弁護人は、ここでも、被告人らの行為が、その目的において正当であり、その手段・方法にも相当性があると主張するが、本件犯行を正当化し得るような事情が見当たらないことは前述したとおりである。

4 争点〔4〕について

B規約19条は、その2項で、表現の自由についての権利は、すべての者が有すること、この権利には、「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」が含まれることを規定しているが、その3項では、上記権利の行使に特別の義務及び責任を伴うこと、さらに、法律によって定めら

れ、かつ、「他の者の権利又は信用の尊重」あるいは「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」という目的のために必要とされるものに限っては、上記権利の行使につき一定の制限を課することができることを規定しているのであるから、被告人らの行為を建造物侵入、窃盗の罪に問うことは、B規約19条にも違反しないというべきである。

弁護人は、J教授の第5回公判における証言に依拠して以下のとおり主張するが、そこで指摘されたところを検討してみても、上記判断は揺らがないといえる。すなわち、

(1) 弁護人は、まず、被告人らの行為が公共の利益に関するものであったこと、効果的な代替手段がなかったこと、証拠そのものが重要であったこと、被告人らに個人的利得の目的がなかったこと、被告人らが情報を公表するに当たって誠実に行動したことを指摘するが、これらの事情は、被告人らが、刑罰法令に触れる行為をして他人の権利を不当に侵害したこと、具体的には、搜索差押えに類する行為をして他人の財産権ないし管理権を不当に侵害したことを不問に付すべき理由とはならない。

(2) 弁護人は、また、被害者側には大きな損害がなかったとも主張するが、他人の財産権ないし管理権を不当に侵害した本件犯行の結果を過小評価することはできない。

(3) さらに、弁護人は、被告人らとその調査活動を理由に有罪とされれば、同様の活動をしようとするジャーナリスト、NGO活動家、一般市民に対して取り返しのつかない委縮効果を与える可能性があるとも主張する。

しかし、被告人らの行為で罪に問われているのは、繰り返しになるが、その調査活動の過程で刑罰法令に触れる行為をして他人の権利を不当に侵害したこと、具体的には搜索差押えに類する行為をして他人の財産権ないし管理権を不当に侵害したことであるから、このような行為を罪に問うことが過度の委縮効果を与えることになるとは考えられない。

(4) 最後に、弁護人は、民主主義社会において、不均衡な制裁は不必要とみなされると主張するが、これまで述べてきたとおり他人の財産権ないし管理権を不当に侵害する行為をして建造物侵入、窃盗の罪に問われた被告人らに対し、その刑事責任の重さに応じた処罰をすることは、民主主義社会において当然というべきである。

(法令の適用)

被告人両名の判示所為のうち建造物侵入の点は刑法60条、130条前段に、窃盗の点は同法60条、235条にそれぞれ該当するが、この建造物侵入と窃盗との間には手段結果の関係があるので、同法54条1項後段、10条により1罪として重い窃盗罪の刑で処断することとし、被告人両名についていずれも所定刑中懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で被告人両名を

それぞれ懲役1年に処することとするが、被告人両名に対し、情状により同法25項1項を適用してこの裁判が確定した日から3年間それぞれその刑の執行を猶予することとし、訴訟費用は、刑事訴訟法181条1項本文、182条により被告人両名に連帯して負担させることとする。

(量刑の理由)

本件は、被告人両名が、ほか1名と共謀し、窃盗の目的でa運輸b支店社屋内に侵入した上、宅配段ボール箱に入った鯨肉約23.1kgを窃取したという建造物侵入、窃盗の事案である。

被告人らは、cの一員として取り組んでいる反捕鯨活動の一環として、調査捕鯨を終えて帰国した〇〇丸の船員らが捕獲した鯨の肉を勝手に持ち帰っていないかどうか調査するため、上記のとおりの侵入盗の犯行に及んだというのである。被告人らの調査活動がたとえ公益を目的としたものであったとしても、本件犯行は、調査活動として許容される限度を明らかに逸脱したものであり、犯行の手口態様の大胆さともあいまって、強い非難を免れない。

本件被害に遭ったa運輸は、b支店の支店長代理や従業員が事後処理に追われただけでなく、被告人らに本件鯨肉の入手場所として公表されたことが契機となって、苦情のメールや電話を相次いで受けるなど、宅配業者としての社会的な信用も傷つけられており、その被害感情には厳しいものがある。

以上によれば、被告人らの刑事責任を軽視することはできない。

そうすると、被告人らの犯行が経済的な利得を目的としたものでないことはもちろん、被告人らが本件鯨肉の存在を公表したのを契機に、従来の調査捕鯨活動において一部不明朗な点があった鯨肉の取扱いが見直されたこと、被告人らに前科がないことなど、被告人らの有利にしん酌すべき事情も存することを十分考慮しても、本件は、罰金刑を選択するにとどめるのを相当とする事案ではなく、以上諸般の情状を総合考慮して、被告人らに対しては、主文のと通りの刑を量定の上、その刑の執行は猶予するのが相当と判断した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑 被告人両名とも懲役1年6月)

平成22年11月10日

青森地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 小川賢司 裁判官 児島光夫